あなたの知らない危険な手口 ~ひょうご消費者トラブル情報 vol.12~

賃貸住宅の退去トラブル!

事 例

ア

1

11

イ

ス

賃貸アパートを退去したが、タバコを吸っていたということで、家主から壁や天井などのクロスの張替え費用として10数万円もの高額な費用を請求されている。 (20 才代、女性)

賃貸住宅の退去にあたり、部屋の原状回復(修復) 費用の負担をめぐる相談が寄せられています。

◎不注意で付けた傷や汚れ・破損があれば借主

に原状回復義務がありますが、経年変化によ

よる自然損耗などは貸主の負担になります。



- ※負担区分は国土交通省「原状回復をめぐるガイドライン」を参照(裏面)。借主に原状回復義務がある場合でも、補修費用全額ではなく経過年数が考慮され算定されます。
- ◎退去時は貸主等と立会いのもと部屋の状況を確認しましょう。
- ◎敷金の精算等の連絡があれば明細書をもらい、立会い時に確認した内容と合っているか確認しましょう。
- ☆ 消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が相談・助言・事業者へのあっせんな どのトラブルの解決に向けたお手伝いをしています。
- ☆ 消費生活センターへの相談は、新たな消費者被害の防止に役立っています。



兵庫県立消費生活総合センター

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

TEL:078-302-4000

【消費生活相談:078-303-0999】

施設改修のため事務所を下記住所に移転しています。改修後のセンタ

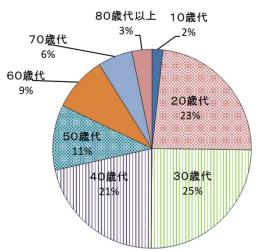
ーは平成31年7月頃、供用開始の予定です。

移転先:神戸市中央区港島中町6丁目9番1(神戸国際交流会館7F)

【賃貸住宅の解約に関する苦情件数 (兵庫県内 H30.1~H31.1 受付 384件)】



契約当事者の年代



【借主と貸主の負担区分(原状回復をめぐるガイドライン※1(国土交通省)抜粋)】

貸主負担となるもの

建物・設備等の経年変化による自然的な劣

化•損耗等(自然損耗)

クロス等の自然的な変色、設備の 耐用年数経過による故障等

借主の通常使用による損耗等(通常損耗)

通常の生活によるフローリングの 軽微なすり傷、家具の設置跡等

借主負担となるもの

借主の善管注意義務違反(※2)・その他通常の使用を超えるような使い方による汚損・毀損等

不注意・タバコ・ペットによる クロスや畳の傷や汚れ等

※ 1 「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」国土交通省 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000021.html

※2 日常の清掃や手入れなどの管理をまったくしないなど、一般的・客観的にしなくてはならない注意 義務を行わないこと

【退去時のトラブル防止には「入居時の部屋の確認」が大切!】

「入居時に既にあった傷や汚れなのに補修費用を請求された」というトラブルがあります。 『入居時の契約』にあたっては、以下の点に注意しましょう。

貸主と借主が立ち会い、部屋の状況(傷や汚れ、設備・給排水の状況等)を確認し、チェックリストを作成する。また、日付入りの状況写真を撮っておく。

【敷金を返してもらえない時】

原状回復費用の負担について貸主と話し合いで解決できず、敷金を返してもらえない場合、 民事調停による方法もありますが、60万円以下の請求金額であれば「少額訴訟制度(※3)」 も利用できます。

※3 1回だけの審理で判決をすることを原則とする訴訟手続きで、簡易裁判所に申し立てる。

(2019年3月作成)